

相続税 R4 平成 26 年相続税追加対応版 (Ver.14.30) の予定

平成 26 年分の相続税申告書について、平成 26 年 10 月分以降用の帳票が公開されました。これに対応した「相続税 R4 平成 26 年相続税追加対応版 (Ver.14.30)」のリリース予定についてご連絡します。

このプログラムは、平成 26 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告に使用していただけます。平成 27 年以降の相続税について適用される基礎控除額、相続税の税率等を使用して相続税計算は行えますが、平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続税の申告には対応していません。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- 1. 発行プログラムと対象バージョン
- 2. リリース時期 (予定)
- 3. 帳票の変更点について
- 4. システムの対応内容 (予定)
- 5. フォルダー構成

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続税 R4	Ver. 14. 30 Ver. 14. 3. e3	Ver. 14. 10、14. 10a、14. 11、14. 12、 14. 13、14. 14、14. 20、14. 20a、14. 21、 14. 22、14. 2. e2

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※電子申告プログラムは相続税 R4 本体のバージョンアップに伴い、Ver.e3 に変更になります。

R4 コンバーター	コンバート先 (相続税 R4)	コンバート元 (旧製品)
Ver. 2. 30 (予定)	Ver. 14. 3	相続・贈与税顧問 : Ver.H26.10、H26.20、H26.30 財産評価顧問 : Ver.H26.10
	Ver. 13. 1	相続・贈与税顧問 : Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問 : Ver.H25.10、H25.11

※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。

※旧製品の平成 25 年版データを相続税 R4 平成 26 年版へ直接コンバートすることはできません。

※旧製品の相続案件の中の贈与案件は、コンバートの前に 1 件ずつ選択してください

相続・贈与税顧問の上記バージョンで、旧バージョンデータ読込にて案件を取り込んだ後に一度も起動していない贈与案件が存在していると、その案件全体がコンバートできません。(「異常終了」となります。)

コンバートする案件は、[贈与税] → [案件選択・作成] で「申告年：すべて」を選択してから、すべての贈与案件について [選択] → [閉じる] を実行してください。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2015年7月1日（水）

2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2015年7月1日（水）

2-3. オプション CD 保守契約 送品開始（予定）

- ・ インターKX 相続税 R4 : 2015年6月26日（金）
- ・ 相続税顧問 R4 : 2015年6月26日（金）

※今回は、7月1日以降に提出する税務代理権限証書の新様式に対応しているため、適用年月日に合わせてダウンロード提供します。このため、CD送品開始日がダウンロード公開よりも先になっています。

2-4. R4 コンバーター E i ボードダウンロードマネージャー／お役立ち Tools の公開（予定）

2015年6月15日（月）

3. 帳票の変更点について

平成26年10月1日以降に相続または遺贈により取得する医療法人の持分に係る相続税について適用される特例の創設に伴い、相続税申告書の次の帳票が変更されました。

（参考）相続開始の日が平成26年10月1日の場合の申告期限は平成27年8月3日（月）です。

また、税務代理権限証書の様式が改定され、平成27年7月1日以降に提出する場合に使用します。

帳票名（システム対応帳票）
第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
第8の2表 株式等納税猶予税額の計算書
第8の5表 納税猶予税額等の調整計算書
第3表・第8表2(修正申告用) 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書
第8の2表(修正申告用) 株式等納税猶予税額の計算書
第8の5表(修正申告用) 納税猶予税額等の調整計算書
税務代理権限証書

【ご注意】

新設された次の帳票は、当システムでは未対応となります。

- ・ 第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書
- ・ 第8の4表の付表 医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

※なお、次回の平成27年版では、「第8の3表 山林納税猶予税額の計算書」と同様に、計算結果のみ入力できるように対応する予定です。

《参考》国税庁のホームページ

相続税の申告書等の様式一覧（平成 26 年分用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h26.htm>

「税理士法第 30 条及び第 33 条の 2 に規定する書面の様式の制定について」の一部改正について

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/zeirishi/kai sei_4/150406/index.htm

4. システムの対応内容（予定）

相続税 R4 Ver.14.30 では、以下の対応を予定しています。

4-1. 変更帳票の対応（改正対応）

システムで対応している帳票について、次の箇所が変更されましたので、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

- ・相続税の申告書：相続開始日付が平成 26 年 10 月 1 日以降の場合は、新様式に切り替えて印刷します。平成 26 年 9 月 30 日以前の場合は旧様式で印刷します。
- ・税務代理権限証書：平成 27 年 7 月 1 日以降提出用の新様式で印刷します。相続税、贈与税について対応します。なお、Ver.14.30 にバージョンアップ後は、旧様式（平成 26 年 7 月 1 日以降提出用）は印刷されませんので、平成 27 年 7 月 1 日以降の申告にご使用ください。

帳 票	変 更 内 容
第 8 表	<ul style="list-style-type: none">・欄外右側（平成 26 年分以降用）→（平成 26 年 10 月分以降用）に変更・2 農地等納税猶予税額 下部の注記：「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例」の追加など
第 8 の 2 表 第 8 の 2 表(修正申告用)	<ul style="list-style-type: none">・欄外右側（平成 26 年分以降用）→（平成 26 年 10 月分以降用）に変更・2 株式等納税猶予税額の計算 下部の注記：1 および 3 の説明が変更「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例」の追加など
第 8 の 5 表 第 8 の 5 表(修正申告用)	<ul style="list-style-type: none">・欄外右側（平成 26 年分以降用）→（平成 26 年 10 月分以降用）に変更・上部の説明 この計算書：「・医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 9 第 1 項）」の追加など・1 調整前猶予税額等の明細の説明：「医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）」の追加など・④調整前持分猶予税額等（相続人等の第 8 の 4 表の 2 の⑨の金額）：項目の追加、以降の項目番号のずれ・2 各納税猶予税額等の調整 ⑩調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑥×④/⑤）（100 円未満切捨て）：項目の追加、以降の項目番号のずれ・3 納税猶予税額等：欄の追加
第 3 表・第 8 表 2(修正申告用)	<ul style="list-style-type: none">・欄外右側（平成 26 年分以降用）→（平成 26 年 10 月分以降用）に変更・2 農地等納税猶予税額 下部の注記：1 に「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例」が追加など
税務代理権限 証書	<ul style="list-style-type: none">・次の説明とチェック欄が追加されました。 代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め 上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。

4-2. 処理初期値設定、印刷初期値設定の起動制御（要望対応）

案件データ選択後は、設定タブの「処理初期値設定」、「印刷初期値設定」を選択できないように変更します。

4-3. 相続人情報登録 未分割割合への法定相続割合の自動転記（要望対応）

相続人情報登録で、「未分割割合」を上書き可能な自動計算項目（水色）に変更して、「法定相続割合」を転記するように変更します。

4-4. [Enter] キーによる明細行の追加（要望対応）

入力画面で [Enter] キーにより次の明細行を追加できるように改善します。
従来は、[追加] ボタンで明細行を追加していました。
明細行の追加に対応する主な入力画面は次のとおりです。

	入力画面	明細行（明細列）
財産評価	取引相場のない株式の評価	第1表 株主、第5表 科目
	山林・森林の立木の評価	立木明細
相続税	種類別財産(債務)入力	取得者
	第1表の付表1	相続人等に関する事項
	第6表	未成年者、障害者、扶養義務者
	第8表	外国税額の課税を受けた人
	第11の2表	贈与を受けた人
	第11・11の2表の付表3	選択した特定受贈同族会社株式等
	第14表	贈与財産の明細、遺贈した財産の明細、 寄附した財産の明細

4-5. 第11・11の2表の付表2 評価額の端数処理の改善

第11・11の2表の付表2「1一の宅地等の面積及び評価額」タブで、②～⑦に①と同じ面積を入力した場合、⑧～⑬の評価額が小数点以下の端数処理の影響で①の価額より1円少なく計算されていましたので、修正します。

4-6. 第11表 オーバーフロー時の出力不正の対応

種類別財産(債務)入力でオーバーフローが発生した場合に、第11表で価額、取得した人の氏名などが反映されない現象が発生することがありましたので、修正します。

5. フォルダー構成

■データベース

¥
└ R4_RDB データベース格納フォルダー
└ sozoku_2..... 相続税 R4 Ver.14 データフォルダー

■プログラム

¥
└ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
└ Epson
└ R4
└ sozoku_2..... 相続税 R4 Ver.14 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願ひします。